

民生用燃料電池導入支援補助金 交付規程 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第4条 協会は、協会が指定した燃料電池コージェネレーションシステム(以下「補助対象システム」という。)を導入する事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費(消費税を除く。)のうち、別表に掲げる補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で当該補助事業を行う者であって、かつ、<u>補助事業の完了後、補助対象システムの使用を開始する者又は速やかに使用を開始することが見込まれる者</u>(以下「補助事業者」という。)に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。</p> <p>第5条 ～ 第12条 (略)</p> <p>(設置工事の着工等)</p> <p>第13条 一般用申請者は、第9条第2項に規定する申込受理・交付決定通知を受けた後、補助対象システムの設置工事(以下「設置工事」という。)を着工することができる。</p> <p>2 建売用申請者は、第10条第2項に規定する申込受理・交付決定通知を受けた後、補助対象システムの引渡しを受けなければならない。</p>	<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第4条 協会は、協会が指定した燃料電池コージェネレーションシステム(以下「補助対象システム」という。)を導入する事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費(消費税を除く。)のうち、別表に掲げる補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で当該補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。</p> <p>第5条 ～ 第12条 (略)</p> <p>(設置工事の着工等)</p> <p>第13条 一般用申請者は、第9条第2項に規定する申込受理・交付決定通知を受けた後、補助対象システムの設置工事(以下「設置工事」という。)を着工することができる。</p> <p>2 建売用申請者は、第10条第2項に規定する申込受理・交付決定通知を受けた後、<u>設置工事を完了し</u>補助対象システムの引渡しを受けなければならない。</p>

3 一般用申請者又は建売用申請者は、別に定める応募要領の補助事業の完了期限までに設置工事を完了しなければならない。

第14条 ～ 第17条 (略)

(建売用申請者の補助事業完了報告)

第18条 建売用申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は別に定める応募要領の補助事業の完了期限のいずれか早い日までに様式第15による建売用補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)に次の各号に掲げる書面及び必要に応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置状況を示す写真
- (2) 印鑑証明書の原本
- (3) 補助対象システムが未使用品であることを証する書類
- (4) その他必要に応じ協会が指定する住所確認書類

第19条 ～ 第29条 (略)

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成21年4月1日)から施行する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成22年4月1日)から

3 一般用申請者又は建売用申請者は、別に定める応募要領の補助事業の完了期限までに設置工事を完了しなければならない。

第14条 ～ 第29条 (略)

(建売用申請者の補助事業完了報告)

第18条 建売用申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は別に定める応募要領の補助事業の完了期限のいずれか早い日までに様式第15による建売用補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)に次の各号に掲げる書面及び必要に応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置状況を示す写真
- (2) 印鑑証明書の原本
- (3) その他必要に応じ協会が指定する住所確認書類

第19条 ～ 第29条 (略)

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成21年4月1日)から施行する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成22年4月1日)から

施行する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成23年4月1日）から施行する。

附則

1. この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成23年9月30日）から施行する。
2. 改正後の第5条の規定は、改正後に第7条及び第8条による申込をし、第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者に適用する。

なお、本改正前に第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者については、従前の例によるものとする。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成24年4月5日）から施行する。

附則

1. この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成24年8月21日）から施行する。
2. 改正後の第5条の規定は、改正後に第7条及び第8条による申込をし、第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者に適用する。

なお、本改正前に第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者については、従前の

施行する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成23年4月1日）から施行する。

附則

1. この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成23年9月30日）から施行する。
2. 改正後の第5条の規定は、改正後に第7条及び第8条による申込をし、第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者に適用する。

なお、本改正前に第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者については、従前の例によるものとする。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成24年4月5日）から施行する。

附則

1. この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成24年8月21日）から施行する。
2. 改正後の第5条の規定は、改正後に第7条及び第8条による申込をし、第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者に適用する。

なお、本改正前に第9条第2項補助金申込受理通知書及び第10条第2項補助金建売用申込受理通知書の通知を受けた者については、従前の

例によるものとする。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成26年3月10日）から施行する。

附則

1. この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成26年9月1日）から施行する。
2. 本改正前に第9条第2項に規定する補助金申込受理・交付決定通知書及び第10条第2項に規定する補助金建売用申込受理・交付決定通知書の通知を受けた者については、改正後の交付規程による様式第10、様式第11、様式第14及び様式第15にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

例によるものとする。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成26年3月10日）から施行する。